

公益財団法人 全日本軟式野球連盟及び 加盟団体並びに指導者（監督・コーチ） 登録チームの倫理に関するガイドライン

平成19年9月1日制定

平成25年4月1日改定

（趣旨）

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化であるとスポーツ宣言日本の前文にあります。文化的特性が十分に尊重されるとき、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえ、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発展に必要な不可欠な人類共通なる文化の一つであります。

公益財団法人全日本軟式野球連盟及び加盟団体並びに登録チームは、スポーツ競技団体として、我が国のスポーツの推進と軟式野球の普及を図っていくという公益性と社会性を兼ね備えた団体としての使命を担っております。

したがって、連盟の役員・職員はもとより、公認スポーツ指導者（監督、コーチ）、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められています。

特に、近年、本連盟において、役員の人権抗争、指導者の競技選手に対する暴力やセクシュアルハラスメントが訴訟にも及ぶ問題が発生している事態です。

このような状況を十分に考慮し、本連盟として健全な組織運営を図っていくために必要な倫理に関する諸事項を次なるガイドラインとしてとりまとめたものです。

（理念と目的）

1. ガイドラインはあくまでも指針を示し、それを理解してもらうことで効果的な指導がなされ、防止策により一層の効果が促進されることを理念としております。
2. 本連盟の全ての会員は、自らその品位を保持し、お互いに人格を尊重し合わなければなりません。各人がこのことを十分に理解することが、暴力行為等・セクシュアルハラスメントの倫理に反する行為を防止する上で、もっとも重要なことでもあります。
3. 本連盟の役員・職員、公認スポーツ指導者（監督、コーチ）、審判員、登録競技者等の全てに、暴力行為等・セクシュアルハラスメントの倫理に反する行為を行うこと、被害を受けることの防止を目的とするものであります。
4. 本連盟として、倫理に関する起因事項として「人道的行為」「経理処理」「社会的模範」としてのガイドラインを定めたものです。

「Ⅰ」精神的暴力（バイオレンス）行為に起因する事項

- ①暴力行為とは、身体的及び精神的により相手を傷つけることです。
- ②指導者か競技者か等の立場を超えて相手の人格を尊重するとともに、十分に理解・認識しなければなりません。
- ③全ての者に規律を植え付ける意図であろうと、その他いかなる意図であろうと暴力行為はしてはなりません。
- ④組織運営、技術指導に係る意見の相違が生じた場合、互いに話し合い、必要に応じて第三者の意見を聴き、相互理解に努めることが重要であります。
- ⑤暴力行為には、肉体的暴力だけでなく、暴言・脅迫・威圧などにより相手を精神的に傷つけることも含まれます。
- ⑥言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、親しみを表すつもりの方であっても、本人の意図とは関係なく相手を傷つけてしまう場合があります。
- ⑦暴力行為を受けた者は、指導者やチームメイトとの人間関係を考えて、それを拒否する明確な意志表示ができないことも少なくないことです。指導者はそれを同意・合意と勘違いしてはならず、常に相手の立場に立って自らの言動を顧みることです。特に指導者と競技者の間では、競技者側が明確な意志表示をしにくい構造にあります。

「Ⅱ」セクシュアルハラスメント行為に起因する事項

- ①セクシュアルハラスメントとは、相手を不快にさせる性的な言動により、競技に携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させることを言います。
- ②役員、職員・指導者、競技者等は、自らがセクシュアルハラスメントを行うことがないように、指導者か競技者かの立場の違いを超えて相手の人格を尊重しなければなりません。
- ③セクシュアルハラスメントにあたるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、相手が不快に感じているか否かが基準になるものです。
- ④言動に対する受け止め方には、個人間や親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識しなくてはなりません。
- ⑤本人にも悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアルハラスメントになることを認識することが大切です。
- ⑥性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすることです。
- ⑦セクシュアルハラスメントに対する相手の対応により、指導のあり方や大会への出場選手選考等にあたって相手に不利益を与える扱いは、決してしてはならない

ことです。

- ⑧セクシュアルハラスメントは、試合中の言動や表現のみでなく、練習後での飲食の機会などでも十分注意をすることが大切です。

「Ⅲ」反社会的行為に起因する事項

- ①競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、スポーツの基本理念であるフェアプレーの精神に反するばかりでなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行ってはなりません。

また、覚醒剤や麻薬等の使用禁止は刑法によって定められています。このことは反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないことです。

- ②本連盟の全ての会員はドーピングに関する知識を十分に深めることです。

「Ⅳ」経理処理及び不正行為に起因する事項

- ①本連盟および加盟団体は、公的な組織であることを十分認識をし、本連盟の「経理規定」を準拠し、その基準に基づき正しい経理をするとともに、内部統制及び監査体制を確立しておくことが必要です。

- ②本連盟および加盟団体は、補助金・助成金・交付金等の交付、支出については目的を十分に理解し適性な経理処理を行い、決して他の目的に流用などしてはなりません。

- ③経理処理は、少数の担当職員または重要職員に任せきりにしないで、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を実施することが必要です。

- ④不正行為は厳に禁ずることです。金銭の横領、不適切な報酬、手当、手数料、接待供応等の直接または間接的な強要、受領もしくは提供をうけてはなりません。

また、組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為等は絶対にしてはなりません。

「Ⅴ」社会模範に関する事項

- ①本連盟の全ての会員はスポーツ活動及び軟式野球競技会に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序に努めなければなりません。

- ②本連盟のミッションとして、ジュニアの育成と生涯スポーツとしての環境整備の

2つのテーマを掲げております。特に軟式野球が青少年の夢と希望であり続けることが、社会への使命であるためには、それに携わる者が社会の模範として信頼され続けるよう努めなければなりません。

- ③社会の模範であるには、常に品位を保持し、公共の場における態度・言動・服装等に注意を払うことが大切です。
- ④人種・国籍・性別・障害の有無等の違いによる理由のない差別をすることなく、平等の精神を持ち、他者の人格を尊重することが大切です。